

# 電気用品安全法の技術基準体系の整備方針について

- 今後の電安法技術基準体系の整備は、主として、JIS等公的規格の整合規格としての採用を中心に進め、技術基準解釈通達の別表第12の整備・拡充を鋭意進めることとする。
- 一方で、旧1項基準である技術基準解釈通達の別表第1から別表第11については、事故事例及び新技術への対応等、必要最小限の見直しは行いつつ、整合規格が整備された分野から順次廃止していくこととする。

## 1. 整合規格(技術基準解釈の別表第12)の整備拡充

昨今の電気用品の流通におけるグローバル化の現状を鑑み、また国際規格への整合化の観点からも、整合規格の整備拡充を進める。その際、次のような点に留意。

- (1) 平成28年度末までに、必要な整合規格の整備を完了すべく、関係者の協力を得ながら、鋭意作業を進める。
- (2) その際、電安法の対象品目としての漏れや重複が無いように計画的に行うこととし、日本規格協会(JSA)が取り纏めている「整合規格の整備マップ」に示されたスケジュールに準拠していく。

## 2. 旧1項基準(技術基準解釈の別表第1～11)の扱い

現在、技術基準体系の性能規定化を円滑に進めるため、旧技術基準省令で定めていた具体的な材料・数値・試験方法などの規定の多くを技術基準解釈通達に移行し、新技術基準省令の技術的要件を満たした具体例として扱っているところ。

- (1) 今後は、国際規格への整合化の観点から、整合規格が整備された分野から順次、旧1項基準を廃止していくこととする。
- (2) 旧1項基準の廃止にあたっては、事業者における製造ラインの切り替えや流通在庫の観点から、猶予期間の設定を考慮する。
- (3) なお、事故事例や新技術への対応などにより、整合規格の整備を待てない緊急性のある場合については、必要に応じて、旧1項基準を改正する。

## 技術基準体系の整備方針のイメージ

(現在の体系)

(将来の体系)

### 技術基準省令

### 技術基準省令

#### 技術基準解釈

・別表1～9

〔電線、ヒューズ  
TV、冷蔵庫など〕

・別表10(雑音)

・別表11(絶縁物)

#### 技術基準解釈

〔技術基準省令を  
満たす具体例は、  
整合規格のみ  
とする。〕

#### 技術基準解釈

・別表12  
(整合規格)

